

平成28年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成28年2月23日(火)

午前10時00分開議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定  
(町長招集あいさつ)
- 第 3 承認第 1号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 議案第 1号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第 2号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 3号 平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 4号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 5号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 6号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第 7号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第11 議案第 8号 平成28年度永平寺町一般会計予算について
- 第12 議案第 9号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第13 議案第10号 平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第14 議案第11号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第15 議案第12号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第16 議案第13号 平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について

- 第17 議案第14号 平成28年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第18 議案第15号 永平寺町行政不服審査会条例の制定について
- 第19 議案第16号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について
- 第20 議案第17号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について
- 第21 議案第18号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 第22 議案第19号 永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第20号 永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第21号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第22号 永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 第26 議案第23号 永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第24号 永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 第28 議案第25号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第29 議案第26号 福井県市町総合事務組合格約の変更について
- 第30 議案第27号 永平寺町林業振興集会センターの譲与について

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（18名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君

- 5番 酒井 要 君
- 6番 江守 勲 君
- 7番 小畑 傳 君
- 8番 上田 誠 君
- 9番 金元直 栄 君
- 10番 樂間 薫 君
- 11番 齋藤 則男 君
- 12番 伊藤 博夫 君
- 13番 奥野 正司 君
- 14番 中村 勘太郎 君
- 15番 川治 孝行 君
- 16番 長岡 千恵子 君
- 17番 多田 憲治 君
- 18番 川崎 直文 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合 永充 君
- 副町長 平野 信二 君
- 教育 長 宮崎 義幸 君
- 消防 長 竹内 貞美 君
- 総務課 長 山下 誠 君
- 財政課 長 山口 真 君
- 総合政策課 長 太喜 雅美 君
- 会計課 長 清水 和子 君
- 税務課 長 歸山 英孝 君
- 住民生活課 長 野崎 俊也 君
- 福祉保健課 長 森近 秀之 君
- 子育て支援課 参事 吉川 貞夫 君
- 農林課 長 小林 良一 君
- 商工観光課 長 川上 昇司 君

建設課長	平林竜一君
上下水道課長	清水昭博君
永平寺支所長	山田幸稔君
上志比支所長	山田孝明君
学校教育課長	南部顯浩君
生涯学習課長	長谷川伸君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	佐々木利夫君
書記	多田和憲君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（川崎直文君） 開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る2月17日、町長より平成28年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本議会が開催できますことを心より厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されており、その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成28年第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（川崎直文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、17番、多田君、1番、上坂君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、2月23日から3月14日までの21日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、2月23日から3月14日までの21日間に決定しました。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日ここに平成28年第1回永平寺町議会定例会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお喜び申し上げます。本定例会のご案内をさせていただきましたところ、ご参集賜り厚く御礼申し上げます。

3月も間近になり、ようやく寒さも緩み始め、春の足音を感じる季節となつてまいりました。私も永平寺町長に就任させていただいてから2年が過ぎ、任期4年の折り返しを迎えることとなります。引き続き、町政発展のために全力を尽くしてまいる覚悟でございますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今月13日には、新永平寺町が誕生してから10年という節目を迎え、永平寺町合併10周年記念式典を挙げていただきました。福井県知事を初め多くの来賓のご臨席と町議会議員の皆様、また町民の皆様のご出席を得て成功裏に開催することができました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

式典の式辞でも申し上げましたが、これからの10年は、一つの町として、各地区の個性を大切にしながら町民が主役のまちづくり、特色ある発展を目指し、邁進してまいります。

2月18日には、南越前町と災害時相互応援協定を締結させていただきました。地震や洪水などの大規模災害が発生した際、互いに応援、協力して物的・人的支援を行うものでございます。県広域避難計画で原子力災害時に南越前町民が本町に避難することとなっていることが経緯でございますが、今後は、防災面だけでなく、さまざまな面で交流を深めてまいりたいと考えております。

20日には、昨年1月から建設工事を進めておりました新消防本部庁舎の神事式が行われ、来月26日に落成式を挙げております。この新庁舎の完成により一層消防防災体制の充実強化を図り、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

翌日の21日には、上志比文化会館サンサンホールにおきまして、上志比地区振興連絡協議会主催による道の駅禅の里フォーラムが開催され、多くの来場者によって盛大に開催されましたことは、来月18日のオープンに向け、弾みとなつ

たように思います。県内に道の駅は数多くありますが、休憩施設、情報発信施設とあわせまして、地域の特色を生かした地域の特産物の販売、さらには地域の交流の核となる施設として大きく活用されることを期待しております。

また、2月8日には、あわら市、坂井市、勝山市、加賀市、そして永平寺町から成る越前加賀宗教文化街道協議会の企画で、東京において祈りの道White Healing「美し国越前加賀」フェアを開催し、5市町にゆかりのある方々を初め、マスコミ、旅行エージェントなど400名を超える来場をいただき、効率ある観光PRができたと感じております。また、この5市町でインバウンド観光についてより強固な取り組みを行うことを約束できましたことは、当町の観光におきましても大きな力となると確信しております。

年末にはNHKの「ゆく年くる年」が大本山永平寺より中継されたこと、1月20日には全国紙MJに門前開発が一面を飾ったことや、町民の方々の活発な活動がテレビ、マスコミに取り上げられる機会がふえてまいりました。また、優しい町を表現したサンドアートのCMや禅をイメージした観光ポスターなど、今後ともさまざまな媒体から町内外に積極的にPRに努めてまいります。

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会永平寺町実行委員会では、既に4つの専門委員会に分かれ第1回の会議を開催していただいておりますが、さらなる強化を図るため、新年度より生涯学習課内の国体推進室を国体推進課とし職員の増員を図るとともに、全職員で対応できる体制を整えてまいります。思い出に残る、語り継がれる国体・障害者スポーツ大会となるよう、町民の皆様を初め、実行委員会、関係団体と連携をしてまいります。

さて、我が国の情勢につきましては、景気の緩やかな回復基調が続いているものの、経済の再生、財政の健全化、エネルギー政策、安全保障など多くの難しい課題を抱えております。特に、世界に例のない急速な人口減少、超高齢化を迎える我が国が今後も安心して暮らせる国であるためには、年金、医療、介護を初めとする社会保障制度改革などの重要な課題を、これ以上先送りすることなく着実に進めていくことが強く求められております。

このように、我が国がさまざまな課題に直面している中、地方自治体として行うべき改革や時代の潮流を踏まえた施策を着実に進めることにより町民の皆様の幸せな暮らしを築き、地方が元気になることで国の発展に寄与していくことが求められております。

国は、人口減少に歯どめをかけるとともに東京一極集中を是正し、将来にわた

って活力ある日本社会の実現を目指し、地方創生を掲げております。

本町におきましても、人口減少対策は大変重要な課題であると考えております。このような本町の現状を踏まえ、27年度は地方創生元年と位置づけ、活力ある、躍動感ある新しい時代にふさわしい町を創造するため、情熱とスピード感を持って町政の推進に取り組んでまいりました。

28年度は、都市開発事業、文化、芸術、タウンマネジメントを手がける森ビルとの連携を図りながら地方創生を具体的に進め、町内の経済、人の流れを活性化させ、町の収入をふやし、まち・ひと・しごとが連動した地域の好循環につなげていきたいと考えております。また、地域の実情に応じたきめ細かな町民サービスをさらに充実させ、子どもを安心して産み育てられる環境の整備や働く場所の確保など、若い世代の出産、子育て、就労の希望に応える取り組みを行ってまいります。

現在、公共施設の再編を進めているところでありますが、長期間改修されていない老朽化した施設やインフラの整備に対し、合併特例債を有効に活用し、特例期間終了を見据え、行財政改革とあわせて将来に備える準備も進めてまいります。

合併10周年を区切りとして、永平寺町の変革に向けた新たな取り組みを職員とともに進めてまいりたいと考えておりますので、町議会の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、行政報告並びに平成28年度の町政運営に当たり所信の一端を申し述べましたが、本定例会に提出しております条例の制定や改正、平成27年度補正予算、平成28年度当初予算など、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

～日程第3 承認第1号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第3、承認第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました承認第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げ



ます。

歳出において、本庁舎及び各支所等の防犯・防災対策として、庁舎改修や防犯カメラ設置等に係る費用569万4,000円を計上させていただいたものでございます。これにつきましては、できるだけ速やかに対応するため、専決により予算措置をさせていただいたものでございます。

財源となります歳入では、前年度繰越金により措置をしております。

なお、専決日は平成28年1月25日でございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、承認第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成28年1月25日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,363万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費におきましては、本庁舎並びに永平寺支所、上志比支所の防犯・防火対策として、それぞれの出入り口への防犯カメラの設置及び車庫や地下倉庫等へのシャッター取り付け工事などを行う庁舎等改修工事、また、電話でのトラブル防止のために、各課、各施設に通話録音装置を導入するための備品購入費、合わせて551万1,000円を計上するものでございます。

款10教育費におきましては、四季の森文化館、サンサンホール、ふれあいセンターにそれぞれ防犯カメラを設置するためのリース料、合わせて18万3,0

00円を計上するものでございます。

なお、これらの財源としまして、9ページのとおり、歳入におきまして前年度繰越金569万4,000円を計上させていただきました。

以上、承認第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の専決であります、このきっかけとなったのが支所の火災ということですが、最終的に原因というのはわかったんでしょうかというのが1点。

それと、幾つかの公共施設で防犯カメラを設置するということですが、庁舎並びに文化施設であります、これで大方の公共施設は設置ということで考えてよろしいんでしょうか。特にたくさん出入りする教育施設等どうなっているのか、状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） まず、火災の原因でございますけど、以前にもお話しさせていただいたとおり、出火原因については今のところ不明ということでございます。

また、カメラにつきましては、全体で35台を設置する予定となっております、今のところ、文化施設に関しても、こちらの台数を含めてしっかりと対応をしているという状況になってございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 社会教育施設でございますが、公民館並びにB&G体育館に関しましては耐震関係がございますもので、その辺のところは今回の専決処分から外させていただきました。

以上です。

○議長（川崎直文君） 学校教育課長。

○学校教育課長（南部顯浩君） 学校関係につきましては、学校関係には不審者対策として防犯カメラは設置済みでございます。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第4 議案第1号 平成27年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第2号 平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第3号 平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第4号 平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第5号 平成27年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第6号 平成27年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第7号 平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第4、議案第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第10、議案第7号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第1号から、日程第10、議案第7号までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出において、国の補正予算に対応した事業費の増額や各種建設事業費の増減、人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額等により、総額8,026万3,000円の増額補正をお願いするものです。

財源となります歳入では、地方交付税、県支出金、町債、繰越金等により措置をしております。

次に、議案第2号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算については、歳出において、一般被保険者療養給付費等の不足分を計上しており、歳入において、前期高齢者交付金の額の確定により減額となったため、これらの財源として基金繰入金と一般会計繰入金により措置をしております。

議案第3号、平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算については、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定により、広域連合への納付金164万9,000円を追加するものでございます。

議案第4号、平成27年度永平寺町介護保険特別会計補正予算については、居宅介護サービス給付費の増額など2,549万4,000円を追加するものでございます。

議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算については、下水道建設費の人件費及び建設費等で1,286万5,000円を減額するものでございます。

議案第6号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算については、入札差金等による減額分を計上するものでございます。

議案第7号、永平寺町上水道事業会計補正予算については、収益的支出において人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額分を、資本的支出において工事請負費及び調査設計業務委託料等を減額するものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまで、一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

議案第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,026万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億7,389万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、14ページから16ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

第2条の翌年度へ繰り越して行う事業については、17ページの第2表、繰越明許費のとおりで、款2総務費の永平寺町固定資産台帳整備業務から款10教育費の公共施設再生可能エネルギー等導入事業まで9事業、4億2,894万円を平成28年度へ繰り越すものでございませう。

第3条の地方債の補正については、18ページの第3表、地方債補正のとおりで、合併特例債については11億100万円から10億9,000万円に減額し、緊急防災・減災事業債については1,188万円から4,588万円に増額するものでございませう。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

24ページをお願いします。

款2総務費、目1一般管理費の給料1,457万1,000円など人件費関係については、人事異動及び人事院勧告に沿った職員給与費の補正等により、各費目において職員給与等が増減しております。一般会計全体では4,016万9,000円の減額となっております。

25ページをお願いします。

目5企画費の情報セキュリティシステム構築委託料1,828万6,000円は、国の補正予算に伴い、マイナンバー制度の開始に合わせた情報セキュリティ対策の抜本的強化を図るため、システム構築費用を計上するものでございませう。財源として、国庫支出金655万円を計上しております。

目9 防災費の福井県防災情報ネットワーク再整備工事負担金1,676万1,000円は、役場本庁舎において、県が施工した福井県防災情報ネットワーク再整備工事費用の2分の1相当の負担金を計上するものでございます。財源として、起債を充当することとしております。

27ページをお願いします。

款3 民生費、目1 社会福祉総務費のシステム改修委託料550万5,000円及び臨時福祉給付金5,520万円等は、町民税均等割が課税されていない65歳以上の方に対し、1人当たり3万円を支給する低所得者の高齢者向け給付金支給事業でございます。費用は全て国費で賄われることから、国庫支出金を歳入で計上しております。

同じく国民健康保険特別会計繰出金7,505万円は、国保保険基盤安定負担金及び財政安定化支援負担金の額の確定及び財源不足による事務費繰り出しに伴う国保会計繰出金の増額分を計上するものでございます。

32ページをお願いします。

款6 農林水産業費、目3 農業振興費の農地集積協力金3,815万円は、農家から農地中間管理機構への農地貸付面積が当初見込みより増となったため、増加分の補助金を計上するものでございます。財源として、同額の県支出金を歳入で計上しております。

34ページをお願いします。

款8 土木費、目2 道路橋梁維持費の除雪委託料2,397万1,000円は、除雪出動回数の増に伴い、不足する除雪費用を計上するものでございます。

36ページをお願いします。

款9 消防費、目3 消防施設費の福井県防災ネットワーク再整備工事負担金1,743万円は、新消防庁舎において県が施工した福井県防災情報ネットワーク再整備工事費用の2分の1相当の負担金を計上するものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものについてご説明いたします。

戻りまして、21ページをお願いします。

款9 地方交付税、普通交付税3億500万円は、平成27年度の普通交付税の交付額が確定しましたので、増額分を計上するものでございます。

23ページをお願いします。

款17 繰入金、財政調整基金繰入金2億5,000万円の減額及びふるさと創生基金繰入金3,750万円の減額は、他の一般財源が見込まれるため、当初取

り崩すこととしていた額の全部を減額するものでございます。

下段の款20町債では、3月補正による事業費の減により、合併特例債は1,100万円の減額計上としております。また、緊急防災・減災事業債は、福井県防災情報ネットワーク再整備工事の負担金の財源として3,400万円の借入入れを計上しています。

以上、議案第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,593万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,062万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、46ページから47ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

51ページをお願いします。

款2保険給付費、一般被保険者療養給付費3,000万円は、一般被保険者療養給付費の不足が見込まれるため、不足分を計上するものでございます。

同じく下段、一般被保険者高額療養費593万1,000円は、一般被保険者高額療養費においても不足が見込まれるため、不足分を計上するものでございます。

戻りまして、50ページの歳入についてご説明申し上げます。

款7前期高齢者交付金6,284万4,000円の減額につきましては、前期高齢者交付金の額の確定に伴う減額分を計上するものでございます。

款9繰入金、目1一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定及び財源不足による不足分補填のため、一般会計より総額7,505万円を繰り入れるものでございます。

同じく款9繰入金、目1国民健康保険基金繰入金2,372万5,000円は、財源不足による不足分に充当するため、国保基金の全額取り崩しを計上するものでございます。

以上、議案第2号、平成27年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の54ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億152万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、55ページから56ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

60ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金164万9,000円は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことにより、増額分を計上するものでございます。

財源につきましては、59ページのとおり、一般会計からの保険基盤安定繰入金を計上するものでございます。

以上、議案第3号、平成27年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,549万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,633万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、64ページから65ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

70ページをお願いします。

款2保険給付費、目1居宅介護サービス給付費2,600万円は、居宅介護サービス給付費の実績及び見込みによる増額分を計上するものでございます。



同じく下段の目5施設介護サービス給付費2, 770万円の減額は、介護老人保健施設及び介護老人療養型施設の入所者数の減によるサービス給付費の減額を計上するものでございます。

74ページをお願いします。

款3基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金2, 479万4, 000円は、平成26年度の繰越金を基金に積み立てるものでございます。

戻りまして、68ページの歳入についてご説明申し上げます。

款1保険料、目1第1号被保険者保険料451万8, 000円は、財政調整交付金の収入見込み額が減となったことから、保険料にて必要額分を増額計上するものでございます。そのほか、介護給付費の増減に伴い、補助率に沿って、国庫支出金、県支出金などの特定財源を増減するものでございます。

以上、議案第4号、永平寺町介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の78ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1, 286万5, 000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9, 059万3, 000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、79ページから80ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、減額の主なものについてご説明申し上げます。

85ページをお願いします。

款2下水道事業費、目1公共下水道建設費の委託料1, 108万5, 000円の減額は、社会資本整備交付金を活用して実施した効率的な事業実施のための調査検討業務におきまして事業費が確定したため、差額分を減額計上するものでございます。

なお、歳入におきましても、83ページ上段にありますとおり、充当財源でありました款3国庫支出金600万円の減額を計上しております。

以上、議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の89ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,973万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、90ページから91ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

それでは、減額の主なものについてご説明申し上げます。

95ページをお願いします。

款1総務費、目1一般管理費の委託料173万9,000円の減額は、上志比地区の農業集落排水事業の資産管理台帳作成業務について事業費が確定したことにより、差額分の委託料を減額するものでございませう。

なお、94ページにありますとおり、充当財源であった款3繰入金、一般会計繰入金につきましても減額計上としております。

以上、議案第6号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の99ページをお願いします。

第2条のとおり、収益的支出補正額651万5,000円を減額いたしまして、補正後の収益的支出予算総額を3億7,688万4,000円とし、第3条のとおり、資本的支出補正額1,014万8,000円を減額いたしまして、補正後の資本的支出予算総額を2億6,292万円とお願いするものでございませう。

101ページをお願いします。

収益的支出につきましては、人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額分を計上しております。

次に、102ページをお願いします。

下段の資本的支出において、配水設備改良費631万8,000円の減額は、松岡上吉野地区配水池建設工事（第3期）の皆減によるものでございませう。

なお、今回減額となった事業につきましては、上段の資本的収入にありますと

おり、財源となります企業債380万円、国庫補助金147万8,000円をそれぞれ減額計上しております。

以上、議案第1号、平成27年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第7号、平成27年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号までの7件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第11 議案第8号 平成28年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第12 議案第9号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第13 議案第10号 平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第14 議案第11号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第15 議案第12号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第16 議案第13号 平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第17 議案第14号 平成28年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第11、議案第8号、平成28年度永平寺町一般会計予算についてから日程第17、議案第14号、平成28年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの7件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第8号から日程第17、議案第14号までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第8号、平成28年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、平成28年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第8号、平成28年度永平寺町一般会計予算について申し上げます。

平成28年度当初予算では、永平寺ブランドの推進と発信、観光振興の強化、福井しあわせ元気国体に向けた施策の充実など、41件の新規事業や8件の拡充事業、18件の大型継続事業に重点配分したところであり、一般会計の予算総額は91億5,098万7,000円となった次第であります。

歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに、地方債の借り入れと財政調整基金を取り崩して措置することとしております。

次に、議案第9号から第14号の特別会計と企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、歳出において、医療給付費や高額医療費等を計上し、歳入において、国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

このほか、後期高齢者医療特別会計を初めとする特別会計と企業会計につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところがあります。

その結果、平成28年度特別会計の予算総額は49億6,732万1,000円となり、上水道事業の企業会計は、収益的支出が3億9,377万9,000円、資本的支出が2億3,462万9,000円となった次第であります。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第8号、平成28年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、平成28年度永平寺町上水道事業会計予算についてまで、一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

平成28年度の予算編成におきましては、第2次行政改革大綱と総合振興計画を踏まえた重点施策を中心とする事業への効果的な財源配分や、人口の減らない町、住みたくなる町の実現を目指して新たに策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略において位置づけた戦略の4つの柱に沿った施策及び事業を推進し、限られた財源の中で最大の行政効果があるよう、今必要なサービスの充実と将来の活力あるまちづくりの推進に向けて予算編成を行っております。

それでは、議案第8号、平成28年度永平寺町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度永平寺町一般会計予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91億5,098万7,000円とお願いするもので、前年度と比較しますと5億6,710万円の減額、率にして5.8%の減でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、地方債については、7ページの第2表、地方債によるところでございます。

第3条、一時借入金については、借入額の最高額は5億円と定めております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款1町税につきましては、項1町民税から項5入湯税までを合わせまして19億3,121万3,000円で、前年度と比較して3,513万4,000円の増額、率にして1.9%の増でございます。主な要因としては、景気回復による町民税の増や設備投資の増による固定資産税の増額を見込んだことによるものでございます。

12ページをお願いします。

後段の款6 地方消費税交付金3億7,500万円は、県の推計値等により、前年度と比較して3,500万円の増額、率にして10.3%の増と見込んでおります。なお、平成26年4月1日より消費税率が引き上げられた趣旨に鑑み、その引き上げ分相当の1億5,500万円は、社会保障財源交付金として社会保障関連経費に充当することとしております。

次に、13ページの款9 地方交付税36億6,000万円は、普通交付税及び特別交付税ともに、国の地方財政計画を考慮して前年度と同額を見込んでおります。

次に、15ページから17ページに掲載しております款13 国庫支出金は合わせまして6億7,823万4,000円で、前年度とほぼ同額を見込んでおります。主な項目としては、介護給付費負担金、児童手当負担金、投資的経費に充当する社会資本整備総合交付金等でございます。

次に、17ページから22ページに掲載しております款14 県支出金は7億1,942万5,000円で、前年度と比較して5,761万円の減額、率にして7.4%の減となっております。主な要因としては、前年度の九頭竜川中部種苗育成施設新設事業負担金に充当しました内水面環境活用総合対策事業補助金1億5,288万7,000円の皆減等でございます。

23ページをお願いします。

後段の款17 繰入金1億6,395万円は、前年度と比較して1億3,697万3,000円の減額、率にして45.5%の減となっております。

27ページをお願いします。

款20 町債10億7,900万円は、前年度と比較して3億3,488万円の減額、率にして23.7%の減となっております。主な要因としては、前年度の新消防庁舎建設工事など投資的経費に充当した合併特例債の減額等でございます。

続きまして、歳出について、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明を申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いします。

款2 総務費17億5,431万7,000円は、前年度と比較して5億2,978万1,000円の増額、率にして43.2%の増でございます。

増額の要因となる主な事業としましては、35ページをお願いします。

目4 財産管理費の工事請負費において、旧消防庁舎を役場本庁舎として活用す

るために改修する旧消防庁舎改修工事1億2,500万円を計上しているほか、37ページ目の5企画費の工事請負費において、ふるさと創造プロジェクト事業の拠点施設建築工事等1億5,492万3,000円、及び42ページ目の9防災費の工事請負費において、永平寺、上志比地区の防災行政無線のデジタル化を図る防災行政無線整備工事2億3,018万4,000円等によるところでございます。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款3民生費25億3,840万7,000円は、前年度と比較して2,690万円の増額、率にして1.0%の増でございます。

増額の要因となる主な事業としましては、52ページをお願いします。

目1社会福祉総務費の繰出金において、前年度より3,102万3,000円の増額となった国民健康保険特別会計繰出金9,852万1,000円を計上したほか、目3心身障害者福祉費が5億3,439万1,000円となり、前年度より1,177万4,000円の増額となったこと等によるところでございます。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款4衛生費4億6,754万3,000円は、前年度と比較して2,890万4,000円の減額、率にして5.8%の減でございます。

減額の要因としましては、68ページをお願いします。

目2塵芥処理費において、福井坂井地区広域事務組合負担金が1億3,157万6,000円で1,827万1,000円の減となったほか、前年度予算で計上しておりました次世代自動車充電インフラ整備事業689万1,000円の皆減等によるところでございます。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款5労働費4,112万8,000円は、前年度と比較して103万円の減額、率にして2.4%の減でございます。

次に、款6農林水産業費6億1,460万2,000円は、前年度と比較して1億1,899万5,000円の減額、率にして16.2%の減でございます。

減額の要因としましては、前年度当初予算で計上しておりました九頭竜川中部種苗育成施設新設事業負担金1億7,472万9,000円の皆減等によるものでございます。

73ページをお願いします。

農林水産業費における主な事業としまして、目3農業振興費において、農業の

多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する多面的機能支払交付金7,103万5,000円を継続して取り組むほか、収益性の高い農業経営への転換を図るため園芸用農業機械等を整備する集落営農組織等に対する支援、及び経営農地の規模拡大に取り組み経営力を高めるために水田用農業機械等を整備する認定農業者や農業法人、集落営農組織等に対する支援を行う水田農業大規模化・園芸導入事業補助金、営農、水田合わせて4,182万6,000円を新たに計上したところでございます。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款7商工費3億9,757万1,000円は、前年度と比較して9,001万3,000円の増額、率にして29.2%の増でございます。

増額の要因としましては、80ページをお願いします。

目3観光費の工事請負費において、門前まちなみ整備工事2億1,720万円を計上し、旧参道の整備や無電柱化工事等を予定するなど、観光まちなみ魅力アップ事業8,442万1,000円の増額となったこと等によるものでございます。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款8土木費11億7,219万1,000円は、前年度と比較して978万6,000円の減額、率にして0.8%の減でございます。

87ページをお願いします。

土木費における主な事業としまして、目3道路新設改良費において、委託料で、国体会場となる松岡中学校までの交通アクセス向上と安全確保を目的に道路の新設と駐車場整備を行うために必要な測量及び実施設計を行う道路改良実施設計業務委託料850万円や、工事請負費で、中部縦貫自動車道関連公共工事や町内一円の町道整備工事1億79万4,000円、町道大月藤巻線歩道整備工事3,900万円、劣化した舗装路面を補修し、国体会場となるふれあいセンター周辺道路の整備を行う緑の村1号線、2号線の舗装・補修工事1,820万円等を計上しております。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款9消防費3億4,046万2,000円は、前年度と比較して7億9,973万2,000円の減額、率にして70.1%の減であります。

減額の要因としましては、新消防庁舎建設工事及び消防救急デジタル無線、高性能消防指令センター整備工事、合わせまして7億8,072万9,000円の



皆減等によるものでございます。

次に、款10教育費10億1,801万2,000円は、前年度と比較して1億3,983万6,000円の減額、率にして12.0%の減でございます。

減額の要因としましては、各小学校施設空調設置工事1億7,666万3,000円の皆減等でございます。

100ページをお願いします。

教育費における主な事業としましては、小学校費の工事請負費で、吉野小学校、御陵小学校等の校舎等改修工事3,872万円や。

104ページをお開きください。

中学校費の工事請負費で、上志比中学校校舎等改修工事2,365万9,000円等を計上しております。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款11公債費6億9,483万6,000円は、前年度と比較して1億529万4,000円の減額、率にして13.1%の減であります。

以上、議案第8号、平成28年度永平寺町一般会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計に係る予算についてご説明いたします。

平成28年度永平寺町特別会計予算書をご参照願います。

特別会計5つの事業会計の予算総額は49億6,732万1,000円、前年度と比較して75万9,000円の減とほぼ同額となっております。

初めに、議案第9号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億4,100万8,000円とお願いするもので、前年度と比較して4,132万4,000円の減、率にして2.0%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、6ページの歳入についてご説明申し上げます。

款1国民健康保険税は3億5,535万円で、前年度と比較して1,667万円の減、率にして4.4%の減となっております。減額の要因としては、被保険者数の減によるものでございます。

次に、款3国庫支出金については3億1,920万8,000円で、前年度と比較して775万9,000円の増、率にして2.4%の増となっております。

次に、款5共同事業交付金は4億4,621万9,000円で、前年度と比較して5,589万2,000円の増、率にして14.3%の増となっております。増額の要因としては、保険財政共同安定化事業交付金の増によるものでございます。

次に、款7前期高齢者交付金は6億3,404万円で、前年度と比較して5,358万8,000円の減、率にして7.7%の減となっております。

次に、款9繰入金は9,852万1,000円で、前年度と比較して2,488万7,000円の増、率にして33.7%の増となっております。増額の要因としては、保険基盤安定繰入金の増によるものでございます。

続きまして、7ページの歳出についてご説明申し上げます。

款2保険給付費は12億4,659万3,000円で、前年度と比較して8,825万2,000円の減、率にして6.6%の減となっております。

主なものとして、14ページをお願いします。

下段のとおり、一般被保険者療養給付費9億9,858万円、退職被保険者等療養給付費8,537万1,000円、及び15ページ下段のとおり、一般被保険者高額療養費1億3,068万5,000円をそれぞれ計上しております。

戻りまして、7ページをお願いします。

次に、款3後期高齢者支援金等は2億2,344万6,000円で、前年度と比較して232万4,000円の増、率にして1.0%の増となっております。

次に、款6共同事業拠出金は4億4,622万2,000円で、前年度と比較して5,589万2,000円の増、率にして14.3%の増となっております。主なものとして、保険財政共同安定化事業拠出金が5,570万円の増となっております。

次に、款7保健事業費については、特定健康診査事業費1,538万3,000円など2,560万8,000円を計上しております。

次に、款10介護納付金については8,305万5,000円を計上しております。

以上、議案第9号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億115万2,000円とお願いするもので、前年度と比較して127万9,000円の増、率にして0.6%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料は1億4,803万7,000円で、前年度と比較して307万4,000円の増、率にして2.1%の増となっております。

次に、款3繰入金は5,106万円で、主なものとして保険基盤安定繰入金4,944万7,000円を一般会計より繰り入れるものとするものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は1億9,748万5,000円で、前年度と比較して525万5,000円の増、率にして2.7%の増となっております。

以上、議案第10号、平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億222万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して1,840万円の増、率にして1.0%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。  
それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。  
初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1保険料は3億8,866万3,000円で、前年度と比較して552万3,000円の増、率にして1.4%の増となっております。

次に、款3国庫支出金は4億1,323万9,000円で、前年度と比較して823万1,000円の増、率にして2.0%の増となっております。増額の要因としては、現年度分国庫負担金及び現年度分地域支援事業交付金の増によるものでございます。

次に、款4支払基金交付金は4億8,002万4,000円で、前年度と比較して357万4,000円の増とほぼ同額でございます。

次に、款5県支出金は2億6,184万7,000円で、前年度と比較して61万1,000円の増とほぼ同額でございます。

次に、款7繰入金は2億5,844万7,000円で、前年度と比較して46万1,000円の増とほぼ同額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款2保険給付費は16億9,451万円で、前年度と比較して1,267万円の増、率にして0.7%の増となっております。内訳といたしましては、施設介護サービス給付費が5,200万円の減となったものの、居宅介護サービス給付費が6,050万円の増となったこと等によるものでございます。

次に、款6地域支援事業費は5,350万3,000円で、前年度と比較して656万7,000円の増、率にして13.9%の増となっております。増額の要因としては、地域包括支援センターへの委託料の増によるものでございます。

以上、議案第11号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億602万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して1,830万円の増、率にして2.7%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから

3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、地方債については、4ページの第2表、地方債によるところでございます。

第3条の一時借入金については、借入額の最高額は5,000万円と定めております。

それでは、5ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款2使用料及び手数料は1億9,564万1,000円で、前年度と比較して102万4,000円の増とほぼ同額でございます。

次に、款4国庫支出金は1,700万円で、前年度と比較して700万円の増となっております。これは、効率的な事業実施のための調査検討業務に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次に、款5繰入金については4億7,433万6,000円で、前年度と比較して605万6,000円の減で、率にして1.2%の減となっております。減額の要因としては、償還金の減による一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

款2下水道事業費は2億6,283万円で、前年度と比較して2,676万9,000円の増、率にして11.3%の増であります。主なものとして、下水道処理委託料8,126万円、特定環境保全下水道運転管理業務委託料4,986万9,000円、志比処理区統合に伴う管路詳細設計業務委託料2,463万5,000円などを計上しております。

次に、款3公債費は4億1,488万9,000円で、前年度と比較して1,782万4,000円の減、率にして4.1%の減となっております。

以上、議案第12号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,690万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して258万6,000円の増、

率にして1.2%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、地方債については、4ページの第2表、地方債によるところでございます。

第3条、一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、5ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款2使用料及び手数料については5,402万2,000円で、前年度と比較して79万4,000円の増とほぼ同額でございます。

次に、款3繰入金については1億4,651万8,000円で、前年度と比較して1,011万2,000円の減、率にして6.4%の減となっております。減額の要因としては、下水道資産管理台帳作成業務の終了に伴う一般管理費の減により一般会計からの繰入金が減となったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

款2農業集落排水事業費については7,764万7,000円で、前年度と比較して1,073万5,000円の増、率にして16.0%の増となっております。増額の要因としては、上志比地区農業集落排水建設費において下水道処理施設監視システム導入委託料1,468万8,000円を新たに計上したこと等によるものでございます。

次に、款3公債費については1億2,806万2,000円でございます。

以上、議案第13号、平成28年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号、平成28年度永平寺町上水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度永平寺町上水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

第3条のとおり、収益的収入は4億2,847万2,000円に、収益的支出は3億9,377万9,000円にそれぞれお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

第4条において、資本的収入は9,591万8,000円に、資本的支出は2

億3,462万9,000円にそれぞれお願いするものでございます。

収益的支出と資本的支出を合わせました予算総額は6億2,840万8,000円となり、前年度と比較して2,380万7,000円の増、率にして3.9%の増となっております。

第5条、企業債については、2ページのとおりでございます。

第6条、一時借入金については、一時借入金の限度額は5,000万円と定めております。

20ページをお願いします。

収益的収入の主なものについてご説明申し上げます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益2億9,487万5,000円は、給水戸数7,289戸分の水道使用料で、前年度と比較して176万1,000円の増となっております。

次に、収益的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費に6,362万2,000円、目2配水及び給水費に3,506万円をそれぞれ計上しております。

22ページをお願いします。

同じく項2営業外費用、目1支払利息に3,337万8,000円の企業債利子の償還金を計上しております。

23ページをお願いします。

資本的収入の主なものについてご説明申し上げます。

款1資本的収入、項1他会計負担金4,457万4,000円は、永平寺地区と上志比地区の旧簡易水道事業債元金償還分の負担金を計上しております。

同じく項3企業債3,700万円は、永平寺地区配水管布設工事の財源として水道事業債を計上しております。

同じく項4補助金1,250万円は、今申しあげました配水管布設工事に対する国庫補助金を計上しております。

次に、資本的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水設備改良費7,725万7,000円は、志比南部配水区統合に伴う永平寺区配水管布設工事等を計上しております。

24ページをお願いします。

同じく項2企業債償還金として1億4,628万円を計上しております。

以上、議案第8号、平成28年度永平寺町一般会計予算についてから議案第14号、平成28年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 一般会計の1ページの第5条、それから上水道事業会計の第10条、金融機関が破綻した場合には、預金債権と町債が相殺できるというものですが、これもう一度、一遍詳しく説明をお願いいたします。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 第5条の預金債権と地方債債務の相殺ということでございますけれども、これ金融機関がもし破綻した場合に、町側が預けていた、預けているものと、それから町が借りていた起債、それを相殺できるというようなことがうたってあるということでございます。

以上です。

○議長（川崎直文君） 11番、齋藤君。

○11番（齋藤則男君） 永平寺町の場合は、この金融機関から起債をされておるんですか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 金融機関から縁故債という形で、福井銀行でありますとか、あるいはほかの銀行も含めて起債をしております。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

13番、奥野君。

○13番（奥野正司君） 借入れについてですけれども、借入れの利率、この見直し方式というのは、借入れを実行するときにその時点での条件ということですか。それとも、10年とか5年ごととか定期的に見直しをするということですか。

○議長（川崎直文君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 今おっしゃいましたのは臨時財政対策債の起債ですかね。

○13番（奥野正司君） ますけれども、

。



○財政課長（山口 真君） 例えば一般会計予算では、合併特例債あるいは緊急防災・減災については3%以内というふうに書かれていると思います。これについてはそういうことをごさいます。ただ、臨時財政対策債につきましては政府資金を借りるといふようなことも考えておりますので、この政府資金を借りる場合にその利率見直し方式で借りた場合もその3%以内の利率で借りますよということをごさいますので、これらについても、やはり利率についてはその3%以内の範囲で借りますということをごさいます。

以上です。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号から議案第14号までの7件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。11時40分より再開いたします。

（午前11時26分 休憩）

---

（午前11時40分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第18 議案第15号 永平寺町行政不服審査会条例の制定について～

～日程第19 議案第16号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第18、議案第15号、永平寺町行政不服審査会条例の制定についてから日程第19、議案第16号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてまでの2件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、日程第18、議案第15号から日程第19、議案第16号までの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第15号、永平寺町行政不服審査会条例の制定について及び議案第16号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

これら2件の条例につきましては、いずれも行政不服審査法の全部改正に伴うものであり、議案第15号につきましては、法改正により新たに設置する永平寺町行政不服審査会について規定するものであり、議案第16号につきましては、法改正により改正の必要が生じた3件の条例を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第15号、永平寺町行政不服審査会条例の制定について及び議案第16号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括してご説明申し上げます。

議案書の119ページをお願いいたします。

今回の条例制定の目的をご説明させていただきます。

行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上、使いやすさの向上などの観点から、行政不服審査法が約50年ぶりに抜本的に改正され、条例に反映させ、住民の権利、利益の救済を図ることがまず目的でございます。

改正のポイントといたしましては、審査請求の一元化、審理員制度、第三者機関への諮問制度が導入されたことにより新たに設置する永平寺町行政不服審査会の設置について定めるものであります。

まず、第2条では機関の名称、第3条は審査会の所掌事務、第4条は審査会の組織構成、第5条については委員の委嘱、任期、解任等、6条については委員の守秘義務、7条は審査会会長、8条は審査会への委任について規定をしております。

す。

次に、議案第16号、行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の121ページをお願いいたします。

議案第15号でもご説明させていただきました永平寺町行政不服審査会を新たに設置することにより影響を受けます関係条例、永平寺町情報公開条例、永平寺町個人情報保護条例などの改正を行うものでございます。

今回、行政不服審査法において、審理員制度の導入や第三者機関が設置されることになり、情報公開などの案件につきましては、審理員による審理手続と情報公開審査会の第三者機関による調査審議手続が併存することとなるため、国と同様、情報公開、個人情報保護においては、審理員制度を適用除外として、既存の今までの審査会を活用していくよう改正することとし、審査請求への一元化が図られたため、「不服申立て」を「審査請求」、「決定」を「裁決」など文言を改めたものでございます。

この条例につきましては、法の施行日、平成28年4月1日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第16号までの2件を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件は総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第20 議案第17号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第20、議案第17号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第17号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、改正の必要が生じた3件の条例を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第17号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の124ページをお開きください。

今回の条例改正の目的ですが、地方公務員法の第24条の給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準が第6項までであったものが、一部削除、改正により第5項までとなり、第1条では永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第2条につきましては永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例、また第3条につきましては永平寺町一般職の職員の旅費支給に関する条例について、それぞれ第6項に基づきとなっていましたものを、第5項に基づきと改めるものでございます。

施行の期日につきましては、改正法の施行に合わせ平成28年4月1日としております。

以上、ご説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第17号を、会議規則第39条第1項の規定

により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第21 議案第18号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第21、議案第18号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第18号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、行政不服審査法及び同法施行令の一部改正に伴い、弁明書の提出や決定書の記載事項に関する規定を追加するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 税務課長。

○税務課長(歸山英孝君) 議案第18号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

議案書125ページをお願いいたします。

行政不服審査法が平成26年6月13日に、同施行令が27年11月26日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため、ご決議を賜るものでございます。

主な改正内容でございますが、条例第6条で、委員会は、書面審理を行う場合、町長に対し弁明書の提出を求めておりますが、電子メールを使用して弁明された場合、弁明書が提出されたものとみなす条項が第6条第2項として追加されまし

た。第6条第2項を第3項へ、第3項を第4項へそれぞれ繰り下げ、第5項では、審査申し出人から反論書の提出があったときは町長に送付する条項が追加されました。

条例第11条でございますが、委員会が決定書を作成する際に、第1項、主文、第2項、事案の概要、第3項、審査申出人及び町長の主張の趣旨、第4項、理由の4項目を記載するよう規定されたものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からでございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第22 議案第19号 永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第22、議案第19号、永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第19号、永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提

案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法等の一部改正に伴い、任命権者から報告事項に関する規定等を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） それでは、議案第19号、永平寺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正の目的をご説明させていただきます。

本条例は、地方公務員法の規定に基づき、臨時行政の運営等状況公表に関し必要な事項を定めておりますが、地方公務員法及び行政不服審査法の一部改正により影響を受ける事項について、追加、修正を行うものであります。

議案書の127ページをお開きください。

本条例の第3条では、任命権者が町長に対して報告すべき事項を定めており、地方公務員法の改正を受け、新たに、第2号に職員の人事評価の状況、第5号に職員の休業に関する状況、第8号に職員の退職管理の状況の3項目を追加し、これにより影響を受ける号の繰り下げを行うものでございます。

次に、第4条につきましては、福井県人事委員会から報告を受ける義務の項目を定めておりますが、行政不服審査法の改正で「不服申立て」が「審査請求」となることを受け、本条例も同様に改正するものでございます。

なお、施行期日につきましては、改正地方公務員法及び改正行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日としております。

以上、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号を、会議規則第39条第1項の規定

により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第23 議案第20号 永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第23、議案第20号、永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第20号、永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、分限処分のうち、降給に関する規定を追加するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 総務課長。

○総務課長(山下 誠君) それでは、議案第20号、永平寺町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

今回の条例改正の目的でございますが、地方公務員法の一部改正により、分限処分の一つである降任が、現在任命されている職より下位の職に任命することと定義されました。例えばこれは、4級の課長補佐が3級の課長補佐になることは降任に該当すると解釈されてきましたが、法改正により、今後は降給に該当することとなりましたので、本条例を改正するものでございます。

議案書の128ページをお開きください。



第1条では、分限の種類を追加するものでございます。

次に、第5条関係につきましては、昇給に関する規定を新たに追加するものでございます。

第1項では、降給の定義を規定しております。先ほど例を挙げました4級課長補佐を3級課長補佐とする場合は降格、同じ級の中で号給を下げることを降号と定義し、この2つを合わせて降給とするものとします。

第2項では、降格の事由を4つ規定しております。

第3項は、降号の事由について規定をするものでございます。該当する級の職務遂行は可能と認められるが、勤務実績が不良、指導などを行ったにもかかわらず改善が見られないときを事由としております。

第4項では、第2条第2項で定めている処分を行う場合は書面を交付するという規定を降給にも準用することを規定しております。

第5条を追加することにより、従来の第5条が第6条に繰り下げとなります。

施行期日につきましては、改正法の施行に合わせ平成28年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第20号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第24 議案第21号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第24、議案第21号、永平寺町税条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第21号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方税法の一部改正に伴い、徴収及び換価の猶予に関する規定を追加するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） 議案第21号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

議案書130ページをお願いします。

目的でございますが、平成27年度税制改正において、猶予制度につきまして納税者の負担の軽減を図るとともに、早期、的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収の猶予及び職権による換価の猶予について所要の見直しを行うこととなりました。

また、地方分権を推進する観点から、地域のさまざまな実情を踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など、一定の事項については地域の実情に応じて条例で定めることとされたことから、永平寺町税条例に猶予制度の追加を規定するものでございます。

主な改正内容でございますが、災害、盗難、疾病等の理由により町税の納付することができないときは、1年以内に限り、徴収を猶予することができる徴収猶予制度がございますが、条例第9条で申請に基づく徴収猶予に関する申請書記載事項、添付書類等に規定したものでございます。

また、第10条については、職権による徴収猶予に関する手続に関して規定したものでございます。

次に、納税について誠実な方が、差し押さえ財産の換価等により事業の継続や生活の維持が困難になる場合は、1年以内に限り、差し押さえ財産の換価を猶予することができる換価猶予についてでございますが、条例第11条で申請による換価猶予に関して、申請書記載事項、添付書類等について規定したものでござい

ます。

また、条例第8条では、徴収金の分納納付の方法について規定しております。

徴収を猶予もしくは換価を猶予する場合は、猶予する金額に相当する担保を徴収することになっておりますが、条例第12条で、猶予に係る金額が100万以下の場合もしくは猶予期間が3カ月以内である場合は、担保を徴収する必要がない旨を規定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第25 議案第22号 永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第25、議案第22号、永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第22号、永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、当施設の改修によって室名を変更することに伴い、使用料に関する

表を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

ご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 永平寺支所長。

○永平寺支所長（山田幸稔君） 議案第22号、永平寺町永平寺開発センター条例の一部を改正する条例の制定について、詳細を説明させていただきます。

議案書の135ページをお願いいたします。

今回のこの条例の改正につきましては、永平寺開発センターの耐震工事と永平寺町消防庁舎の建設に係る開発センター2階の形状と使用方法の変更によりまして、永平寺町開発センター条例の使用料の項目が現状と利用形態に合わなくなったため、今回の議会において条例の改正をお願いするものでございます。

第6条の使用料の項目にある別表（第6条関係）について改正をお願いするものです。

利用者に貸し出しできる部屋といたしまして、消防ホール①、消防ホール②、3階会議室、3階大会議室に変更するものです。

利用料金につきましては、消防ホール①、②を、午前中600円と設定し、午後を800円、夜5時から10時までを1,200円、全日を1,500円といたしました。3階会議室は、午前中500円とし、午後を700円、夜を1,000円、全日1,200円と設定しました。3階大ホールは、料金そのままに据え置いています。

以上が改正内容です。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第26 議案第23号 永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第26、議案第23号、永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第23号、永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、新消防庁舎への統合、移動に伴い影響を受ける規定を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

ご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 消防長。

○消防長（竹内貞美君） それでは、議案第23号、永平寺町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明をさせていただきます。

本件は、消防庁舎の移転に伴い、消防本部及び消防署の位置を「永平寺町松岡春日1丁目4番地」から「福井県吉田郡永平寺町東古市10字5番地」に改めるものでございます。

以上、補足の説明とさせていただきます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第23号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第27 議案第24号 永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第27、議案第24号、永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第24号、永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、消防職員の定数の配分に関する規定を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

ご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 消防長。

○消防長(竹内貞美君) それでは、議案第24号、永平寺町消防本部消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明をさせていただきます。

本件は、昨年に永平寺町職員の昇任候補者試験等に関する要綱と整合を図るために新たに永平寺町消防本部消防職員の昇任候補者試験の要綱を制定し、階級試験から役職試験に移行したため「階級別定数」を削除するものでございます。

以上、補足の説明とさせていただきます。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第24号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(川崎直文君) 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第28 議案第25号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(川崎直文君) 次に、日程第28、議案第25号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第25号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、関連する表を改正するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(川崎直文君) 消防長。

○消防長(竹内貞美君) それでは、議案第25号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明をさせていただきます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の施行後10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきたことから、それらへの対応を図るため、当該設備及び器具に係る離隔距離に関する規定が整備されたことに伴いまして、火災予防条例についても別表3に当該設備及び器具に係る離隔距離を整備したものでございます。

以上、補足の説明とさせていただきます。

○議長(川崎直文君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第25号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第29 議案第26号 福井県市町総合事務組合規約の変更について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第29、議案第26号、福井県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第26号、福井県市町総合事務組合規約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

当組合を組織する組合市町等の名称変更に伴う本規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により、本町議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

ご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 議案第26号、福井県市町総合事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の144ページをお開きください。

今回の規約変更は、福井県市町総合事務組合の構成団体である武生三国モーターボート競走施行組合が、平成28年4月1日付で地方公営企業法の適用を受けた企業団に移行し、名称を「越前三国競艇企業団」に変更することになったための規約の変更を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日となります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。



○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第26号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第30 議案第27号 永平寺町林業振興集会センターの譲与について～

○議長（川崎直文君） 次に、日程第30、議案第27号、永平寺町林業振興集会センターの譲与についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第27号、永平寺町林業振興集会センターの譲与について、提案理由のご説明を申し上げます。

当施設を吉田郡森林組合に譲与することにつきまして、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

ご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） それでは、議案第27号、永平寺町林業振興集会センターの譲与についてご説明を申し上げます。

議案書の145ページをご参照願います。

永平寺町林業振興集会センターの譲与について。

現在、当施設は、昭和59年の建築当初から、町の林業振興のため森林組合が使用しております。また、福井市森林組合と吉田郡森林組合の合併に向けて、先月の1月29日、合併予備契約書の調印式が行われましたが、総代会でご承認を

いただいた後、本年10月1日に福井森林組合として発足の運びとなります。

合併後は、当施設を永平寺町の拠点施設として使用することになりますので、永平寺町林業振興集会センターの譲与について、地方自治法第96条第1条第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、名称につきましては、永平寺町林業振興集会センター。所在につきましては、永平寺町諏訪間2の1番地。構造は、木造瓦ぶきで207.21平方メートル。譲与先は、吉田郡森林組合でございます。

以上、議案第27号、永平寺町林業振興集会センターの譲与についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（川崎直文君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、金元君。

○9番（金元直栄君） ちょっと疑問もあるので。

私、これ譲与って言うてるんですが、それを森林組合に譲渡することに異議はありません。ただ、手続として譲与でいいのか。無償譲渡ではないのか、譲与になるのかというのが一つと。

あと、できたら、無償譲渡という形になるんだと思うんですけども、時価評価なんかもそれなりにどう考えているのかあれば、今もし示されなければどこかで示していただければいいと思うんですが。

○議長（川崎直文君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、まず地方自治法の中で、第96条第1項第6号の中で適正な対価なくしてこれを譲渡する場合——「これ」というのは財産ですね——これをする場合は議会の議決をしなければならないとしており、今回議決を求めるものでございますが、この中で「譲渡」となっておりますけれども、永平寺町の条例の中で公有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのもございます、その中で、第3条の中で普通財産の譲与又は減額譲渡ということで、無償の場合は譲与とされておりますので、今回「譲与」とさせていただきます。

それと、森林組合の対価でございますが、これはちょっと調べてないので後日またご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川崎直文君） 9番、金元君。

○9番（金元直栄君） 私がこだわるのは、無償譲渡というのは、議会の議決さえあれば、どんなものでも無償したり交換したりすることも可能なんですね。本来は法律ではできないことも議決があればできることになるので、そういう意味では厳密にというんですかね、やっぱり見ていく必要があると。それは渡して行ってそこで使ってもらう、町の公共施設のいろんな再考の中での課題でもありましたから、それはそれでこの部分に関しては全く異論はないんですが、結構厳密な、やっぱりその適用を考えて示していただいたほうがより安全だということで、ちょっと指摘だけしておきたいと思います。

後で付託されてまた論議されると思いますので、その辺は議長によろしく願いしたいと思います。

○議長（川崎直文君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第27号を、会議規則第39条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本件を産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 0時27分 休憩）

---

（午後 0時27分 再開）

○議長（川崎直文君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日2月24日から28日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川崎直文君） 異議なしと認めます。

よって、明日2月24日から28日までを休会とします。

29日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 0時28分 散会）